

議会質問 「市町村合併」

泉佐野市の合併の歴史について

【千代松】 明治の大合併、昭和の大合併を経て現在のかたちに至った泉佐野市の合併の歴史を問う。

【答】 井 明治22年の町村制施行に伴い、佐野村、北中通村、南中通村、日根野村、長滝村、上之郷村、大土村の7村となり、明治44年に佐野村が佐野町に、また昭和12年には北中通村と佐野町が合併し、昭和23年には佐野町が泉佐野市として市政を施行。昭和の大合併で昭和29年に南中通村、日根野村、長滝村、上之郷村、大土村の5村との合併により現在の市域の泉佐野市となった。

泉佐野市における

合併のメリットについて

【千代松】 地方分権時代にふさわしい地方自治体のあり方が問われている中で、市町村合併は一つの有効な選択肢であると言われている。そこで泉佐野市において合併をしたならば、考えられるメリットは何なのか？

【答】 井 泉佐野市以南の3市2町で構成する「泉州南広域行政研究会」において、合併の意義と効果等について調査研究を行っている。一般的な合併のメリットについては、住民の利便性の向上、「より高度で多様なサービスの提供」「重点的な投資による基礎整備の推進」「広域的観点に立ったまちづくりと施策展開」「行財政の効率化と安定した財政基盤の確立」「地域のイメージアップと総合的な活力の強化」が言われている。

泉佐野市における

合併のデメリットについて

【千代松】 やはり合併にはメリットもあれば、デメリットの部分もあると考える。泉佐野市が合併をしたならば、考えられるデメリットは何なのか？

【答】 井 合併を想定したときに懸念される課題や対応策としては、例えば、「地域が広くなり、市役所が遠くなって不便になるのではないか」といった懸念に対しては、今までの庁舎等の活用や情報技術の活用により、解消を図ることができると。「中心部だけが良くなって、周辺部がさびれるのではないか」という懸念に対しては、合併後のまちづくりを話し合う場として合併協議会があり、そこで新しいまちの均衡ある発展を図る「市町村建設計画」を策定することになる。また合併後は旧市町ごとに地域審議会を設置し、意見を述べることで可能となる。色々想定される懸念については、合併協議会の設置後、具体的な検討・協議が行われていく。

市民への情報提供について

【千代松】 市町村合併については、市民合意の形成を図る上でも、十分な情報提供が必要である。泉佐野市は市町村合併を積極的に進める上で、どのような情報提供を市民に行っていくのか？

【答】 井 泉州南広域行政研究会の市町村合併にかかる調査報告書を市役所の情報公開コーナーに備えつけるとともに、ホームページに掲載する。また報告書とは別にその概要版を5月に全戸配付するとともに住民説明会を開催する。さらに5月31日には、3市2町の首長による市町村合併に関するシンポジウムを開催する。

職員の合併に対する意識について

【千代松】 市町村合併はもちろん合併する相手が必要である。この部分だけは、泉佐野市の独自の努力では限界がある。合併はあくまで期待ではあるが、泉佐野市自体が合併に対して積極的に取り組んでいくのなら、今後は、あらゆる施策を検討することでも、一定の合併後の想定というものが、必要であるように思う。そういった意味で今後職員の方々に対して合併というものを意識してもらえようという取り組みが必要であると考えられるか？

【答】 井 市町村合併は住民自治の根幹にかかわる問題であり、将来のまちづくりのあり方を問うことになるものと認識しており、泉州南広域行政研究会の報告書については、職員への周知を図るほか、今後の施策を検討するうえで、合併を一つの想定に置くなど、合併に対する意識の高揚を図っていきたいと考えている。

近隣自治体の動向について

【千代松】 2月に門真市と守口市が合併の法定協議会設置の議案を可決し、両市で法定の合併協議会が設置された。全国的にこのような動きが各地で見られる中、近隣自治体の合併への動向はどういった状況なのか？

【答】 井 昨年7月、富田田市、太子町、河南町、千早赤阪村において法定合併協議

会が設置され、今年になって守口市、門真市における法定合併協議会、また堺市、高石市、岸和田市と貝塚市などでは任意の協議会や研究会が設置されており(3月現在)、泉佐野市が参加している泉州南広域行政研究会を含め、2月現在で、大阪府内では11の協議会や研究会が設置され、30市町村が参加している状況である。

法定協議会について

【千代松】 市町村合併に至るまでには、法定合併協議会を設置し、その場にて新市における事業のすり合わせを構成自治体で行う。この期間が全国の平均では、22ヶ月間要するとも言われている。泉州南広域行政研究会は市町村合併も視野に入れており、この枠組みで合併の話が進んだとしても、合併に至るまでには、法定合併協議会設置の議決が各自治体が必要である。特例法の法期限までには、後2年あるが、こういった法定協議会での話し合いを考えると、残りの期間は本当に後わずかであり、急を要する。現在、泉佐野市、また市町村合併を視野に入れていた泉州南広域行政研究会では、法定協議会、また法定協議会設置を行うまでのタイムスケジュールをどのように考えているのか？

【答】 井 泉佐野市としては、研究会の中で、現行の「合併特例法」の特例措置を受けながら、2005年3月までの合併を一つの目標に作業を進めていく考えであり、そのためには、今年の秋頃に合併協議会を設置する必要があると認識している。そのために関係市町村と協議調整を行うとともに、議会や市民の方々に可否の判断が得られるよう十分な情報提供に努めていきたい。

片山総務大臣の発言について

【千代松】 2月に片山総務大臣は記者会見で「優遇措置を認めた特例法そのものの単純延長

は考えていない。しかし合併を決めてから、手続きに相当な時間を要すると言われている中で、合併を決めているのに手続きが遅れたことをもって、優遇措置が排除されるというのは、困るという意見が多い。そこで合併を正式に意思決定をした市町村については、手続きが遅れる場合に優遇措置の対象とすることを検討したい。法律を改正するという検討を行っている」と発言した。少しは合併に対する時間的な猶予は長くなるようではあるが、多くの自治体が期待をしていた合併特例法そのものの延長ではない。合併に積極的に取り組んでいく泉佐野市においては、この片山総務大臣の発言をどのように受け止めているのか、また泉州南広域行政研究会では、どのように受け止めているのか？

【答】 井 2月18日の閣議後の記者会見で2005年3月末に期限切れとなる合併市町村への優遇措置について「合併の意思決定をすれば、手続きが遅れても優遇対象としたい」とその上で「市町村議会の議決は意思決定の有力な考えである」と発言しているところであり、2005年3月末までに合併を完了しておくことが必要という認識からすると、若干の猶予期間が設けられていると予想されるが、いずれにしても、現行の合併特例・優遇措置を受けることを前提として、鋭意取り組んでいく。



連絡先 泉佐野市松原2-5-31 TEL 58-1708 FAX 69-0311
ホームページ <http://www3.ocn.ne.jp/~chiyo51/>
メール chiyo51@hotmail.com
発行部数累計 283,000部 2003.5第16号

*「まちスケ」のバックナンバーが必要な方は連絡ください。